

徳島県病院局管理規程第五号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第二十八条の四第一項の規定により採用されたもの、法第二十八条の五第一項」を、「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第四項中、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を、「第二十二條の四第一項」に改める。

第十条第一項第七号中、「専門看護師」を、「専門看護師、特定認定看護師」に改め、同条第七項中、「八百十円」を、「八百十円（待機時間が十八時間を超える場合にあっては千二百二十円、待機時間が五時間未満の場合にあっては四百十円）」に改め、同条第十項第一号中、「専門看護師」を、「専門看護師又は特定認定看護師」に、「二百五十円」を、「三百五十円」に改める。

第十七条第一項、第三項第一号及び第四項第一号中、「場合は」を、「場合には」に改める。  
 第二十三条の二中、「再任用短時間勤務職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第三項中、「令和五年三月三十一日」を、「令和六年三月三十一日」に改め、附則第七項中、「職員の受ける給料月額」を、「職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額）」に改める。

別表第三中央病院の項中

副院長 事務局長	二種
医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種

を

副院長（医療安全担当） 副院長（診療部門担当） 副院長（働き方改革・経営担当） 事務局長	二種
---	----

副院長（地域連携・医療DX担当）

三種

12号の20。

医療局長

薬剤局長

医療技術局長

看護局長

事務局次長

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。